

児童手当現況届の提出について

令和4年度から児童の養育状況が変わっていなければ、現況届の提出が原則不要となっています。ただし、以下①～⑥の方は、現況届の提出が必要です。

- ①配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が黒潮町と異なる方
- ②支給要件児童の戸籍がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④法人である未成年後見人、施設などの受給者の方
- ⑤18歳年度末を経過した後22歳年度末までの学生以外の子が第3子加算の算定対象となっている方
- ⑥その他、黒潮町から提出の案内があった方

この「現況届」は、毎年6月1日における状況を記載していただき、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうか確認するためのものです。「現況届」の提出がないと、手当を受給できない場合があります。6月初旬に、提出が必要な方には現況届を郵送していますので、必ずご提出をお願いします。

◆児童手当の目的

父母そのほかの保護者が、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、児童を養育している者に手当を支給することで、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的としています。

◆寄附について

児童手当などの全部または一部を、町の子育て支援の事業に活かすために寄附することができます。寄附をご希望の方は、手当支給月の前月の20日までに役場児童手当担当窓口に応じ出してください。

◆出生や転入などの場合は手続きが必要

出生や転入により、新たに受給資格が生じた場合や、児童手当の対象人数が変わった場合は、役場児童手当担当窓口(公務員の方は勤務先)での申請手続きが必要です。出生日・前住所を転出した際の転出予定日の翌日から、原則15日以内に手続きが行われなかった場合は、手当を受給できない月が発生する場合があります。また、受給者が公務員になった場合や、公務員を辞めた場合も手続きが必要です。

※必要書類については、児童手当担当窓口までお問い合わせください。

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎43-2124
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701

黒潮町太陽光発電設備等設置補助金

自家消費を目的に太陽光発電設備を導入する費用の一部を補助し、町内で利用される再生可能エネルギーを増加させ、2050年ゼロカーボンに向けた取組を推進するため、以下の補助事業を実施しています。

本年度から店舗兼住宅など、併用住宅も補助の対象になりました。

◆実績報告期限 令和8年2月28日 ◆補助対象機器 太陽光発電設備

◆補助対象経費 機器の購入および設置に要する経費(稼働に必要な付帯設備含む)
ただし消費税および処分費を除く

◆補助率 補助対象経費の3分の2(1,000円未満切捨)

◆補助要件 以下の全てを満たす必要があります。

- 町内に住民登録のある方(実績報告時点) ●町内の住宅に発電した電気を供給し、消費すること
- 余剰電力は町内で全て消費できるよう売電すること ●その他の補助金や助成金を受けていないこと
- 環境省の「うちエコ診断WEBサービス」を実施し、報告すること ●町税等を滞納していないこと
- 黒潮町暴力団排除条例の排除対象者でないこと ●環境省が定める要件を満たす設備設置であること(※)

※黒潮町太陽光発電設備等設置補助金交付要綱別表第2を参照

○お問い合わせ 本庁 環境政策室 環境政策係 ☎43-2119